

平成 19 年 10 月砥部病院

高齢者こころのケアセンター相談室 ニュースレター No. 18



行楽！芸術！の秋が来ました。秋の行事予定をお知らせします。

10月19日(金) 14:00~15:00 大正琴 センター5階にて

11月 3日(土) 文化祭 センター5階にて 作品展示

午後は、毎週土曜日のお楽しみ 愛好グループコーノによるアコーディオンと歌、踊りがある予定です。

この他、10月6日には獅子舞、10月7日には三島神社御神輿、10月前半にはレクリエーション大会が各階にて催されました。お散歩やドライブなど、折を見て外出の機会も持ちたいと思っています。



音楽の先生 ご紹介 今月は金曜日の先生です。



海田 里美 先生

歌の時間に明るい元気エネルギーを注ぎ込んでくれる海田先生。テンポよく曲の合間に歌詞を言ってくれるので、歌いやすいととても好評です。夏祭りでもバンド演奏にキーボードで参加され、大いに会場をわかせてくださいました。

9月4日には、音楽ミーティングを開き、音楽の時間の構成や内容について7人の先生と話し合いを行いました。秋の選曲や音楽療法の情報収集、簡単な体操など新しい試みをこれからも取り入れていく予定です。



補聴器のお話 お耳の聞こえ具合いかがですか？

毎月 第1月曜日 午後2時から 本館1階心療内科外来相談室にて行なっております。11月は5日です。ご希望の方は、スタッフにお声をかけてください。



Q あんど A

成年後見制度ってどんな制度ですか。

認知症の方の契約や財産管理についての相談が増えてきました。法的な方法としては『成年後見制度』があります。法務省が発行しているパンフレットを抜粋して、ご紹介します。

認知症など判断能力が不十分になると、財産管理や身上監護（しんじょうかんご：介護サービスの利用や施設入所、退所などの手続きなど生活について配慮すること）についての契約や法律行為を自分で行うことが困難になったり、悪徳商法などの被害にあったりするおそれがあります。このような判断能力が不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度による援助は、本人の判断能力によって後見、補佐、補助の三類型に区分されます。

申立書類は、松山家庭裁判所でもらえます。

申し立てには、申し立て書、戸籍や身分証明書、後見登記なき証明書など書類と、印紙、切手が必要で費用は1万円ほどです。

また鑑定が必要な場合、鑑定費用は約10万円かかります。

鑑定完了までかかる期間は2～3ヶ月です。

詳しいお問い合わせは、松山家庭裁判所家事係（089-945-5000）または、各地域の家庭裁判所支部、出張所へお尋ねください。



寒くなってまいりました。風邪に気をつけてお過ごしください。

編集：砥部病院高齢者こころのケアセンター相談室（文責 武田）

青木（512）・田中（513）・中川（514）・武田（516）

何かお気づきの点がございましたら、ご相談ください。